

## 令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託

### 2 目的

本業務は、ふるさと納税に関するPRや返礼品提供事業者の支援等の実施を通して、本市の認知度の向上、ふるさと納税対応体制の整備等を図ることにより、ふるさと納税に関する寄附額及び寄附件数の増加、持続可能な地域活性化体制の構築等を図ることを目的とする。

### 3 プロポーザルの内容

#### (1) 件名

令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託

#### (2) 提案内容

別紙「令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託提案仕様書」(以下、「提案仕様書」という。)のとおりに

#### (3) 選定方法

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本業務に係る業者選定委員会において最優秀提案者を選定する。

#### (4) 想定業務規模

以下の業務規模を想定し、当該想定寄附に付随する業務も含め、金額を積算すること。

ア 寄附金額：1,310,000,000円

イ 寄附件数：10,000件

ウ 返礼品単位の申込件数：14,000件

エ 寄附金受領証明書等発送件数：10,000件

オ ワンストップ申請受付件数：1,000件(オンラインワンストップは700件、紙によるワンストップは300件。)

#### (5) 提案上限額

34,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)。ただし、寄附額が11億1千万円を超えた場合は、超過した寄附額に4.4%(税込)を乗じて得た額を足した額

〈積算内訳〉

①寄附額11億1千万円以下

34,900,000円(税込)

ア ふるさと納税事務支援業務 9,900,000円(税込)

イ ふるさと納税PR業務 25,000,000円(税込)

※うち、人件費(広告出稿に係るデザイン費や取材撮影費、原稿作成料、WEB広告運用費等含む)は除き、広告費(広告出稿料やパンフレット等の印刷・発送費、LINEアカウント料、イベント出展料(イベント出展に係る備品レンタル代、駐車場代等諸経費等含む))は20,000,000円以上とすること。

②寄附額11億1千万円を超えた額

寄附額の4.4%(税込)

(6) 提案額に係る留意事項

ア 各項目の上限額を超えても全体の上限額を超えなければ提案可能とする。ただし、(5)提案上限額における積算内訳①及び②においてそれぞれを超えて見積もった場合は、「失格」とする。

イ (5)の積算内訳の価格(下線部)は、消費税及び地方消費税を含む。

ウ 返礼品の調達費や配送費用、ポータルサイト利用料、クレジットカード等の決済手数料、寄附金受領証明書等発送業務(送料含む)、ワンストップ申請受付処理業務及び返礼品代請求一本化業務は当該提案額には含まない。

エ (4)の想定業務規模は、本市の寄附額等の推移から積算した令和6年度における概算業務規模であり、大幅な寄附額等の増減の可能性があることに留意すること。

オ (4)の想定業務規模に関係なく、提案した内容は原則必ず履行すること(契約協議により実施しないこととなった内容は除く)。ただし、契約後、寄附受入額によっては変更契約を締結し、一部業務を実施しないなどの調整を行う場合がある。

(7) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※契約締結日は令和6年2月下旬を想定しているが、当該契約締結日から令和6年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。

(8) 本件プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和6年1月17日(水)
質問書の提出期限	令和6年1月23日(火) 正午
質問書に対する回答期限	令和6年1月25日(木) ※回答はホームページにて公開する。
参加表明書等の提出期限	令和6年1月29日(月) 正午
参加資格審査結果通知	令和6年1月29日(月) 正午以降、速やかに通知
提案書等の提出期限	令和6年2月13日(火) 正午 ※応募者多数の場合は、書類審査を実施します。

プレゼンテーションの実施	令和6年2月19日（月）
企画提案者への審査結果通知	プレゼンテーション及びヒアリング実施後、速やかに通知
契約締結	令和6年2月下旬
業務開始に向けた準備期間	令和6年3月31日まで
業務の開始	令和6年4月1日

## 4 参加資格

### (1) 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始決定又は更生手続開始決定を受けている者はこの限りではない。
- ウ 本件公告の日から提案書等提出の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年告示第39号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- エ 本件公告の日から提案書等提出の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年告示第269号）に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- オ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- カ 受注者もしくは共同企業体の代表構成員として、地方公共団体とふるさと納税関連業務を契約した実績（令和4年4月1日以降を契約期間に含み、かつ契約期間が6か月以上のものに限る）を有していること。

### (2) 参加資格の喪失

提案書等を提出した者が次のいずれかに該当する場合には、審査に参加することはできない。

- ア 4(1)の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- イ 提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 提出期限内に提案書等が提出されなかったとき。
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- オ ア～エに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等のあったとき。

## 5 参加表明書等の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領に基づき、次のとおり関係書類を各1部提出しなければならない。なお、令和5・6年度北本市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者はオ～キの提出は不要とする。

(1) 提出書類及び部数

ア 参加表明書及び誓約書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）及び会社概要パンフレット

ウ 参加資格確認書（様式3）

エ 契約実績確認書類

オ 法人の登記事項証明書

※商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写し可）。書類提出日の3ヵ月以内に発行されたものに限る。

カ 法人に市町村税に未納（納付期限が到来していないものを除く）がないことを証明する書類（写し可）

※書類提出日の3ヵ月以内に発行されたものに限る。

キ 法人に消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く）がないことを証明する書類（写し可）

※納税地を所管する税務署が発行したもの。書類提出日の3ヵ月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出方法

持参、郵便もしくは宅配便、電子メールにより提出すること（FAXによる提出は不可とする）。電子メールでの提出の場合、オ～キはスキャンデータ（PDF）でも構わない。電子メールの送信容量が20MBを超える場合は、「12 事務局」に問い合わせ、対応方法の指示を仰ぐこと。

(3) 提出期限

3(8)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。郵便もしくは宅配便、電子メールの場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

(4) 提出先

「12 事務局」のとおり。

(5) 参加資格要件の確認

4(1)に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査決定通知書を通知する。

ア 参加資格を有すると認められたものにあたっては、参加資格がある旨

イ 参加資格を有しないと認められたものにあたっては、参加資格がない旨及びその理由

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 業務実績書（様式4）

正本1部提出すること。

イ 業務協力予定調書（様式5）

本件提案業務に対し、再委託（協業）を予定している場合は、当該様式を提出すること。提出する場合は、正本1部とすること。

ウ 配置予定者調書（様式6-1及び6-2）

本提案業務において、配置を予定している業務責任者と担当者について記載し、提出すること。各様式を正本1部提出すること。

エ 企画提案書（任意様式）

（ア）作成方法

- a A4判片面で100ページ以内とし、文字サイズ11ポイント以上とすること。必要に応じてA3も認めるが、その際は2ページとカウントすること。なお、表紙及び目次はページ数には含めない。ページの多寡により評価が変動することはない。
- b 正1部、副10部とすること。正は製本し、提案者名を記載すること。副は製本不要で複写可とするが、提案者名や提案者名が類推できる部分はできる限りマスキングすること。

（イ）記載事項

- a 本要領、提案仕様書、質疑回答書、評価基準の内容を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明確にして作成すること。
- b 評価基準の評価項目を網羅するよう提案内容等を記載し、できる限り評価項目順に記載すること。評価基準順に記載が困難な場合は、当該提案内容がどの評価項目に該当するのか、明記すること。
- c 文字、写真、イラスト、イメージ図などを使ってわかりやすく記載し、説明を要せずとも理解できる内容や表現とすること。

オ 見積書（様式7）及び積算内訳書（任意様式）

（ア）正本1部を提出すること。

（イ）積算内訳書は、A4判で様式は自由であるが、3(5)提案上限額における積算内訳のうち、①について、事務支援業務経費、PR業務経費（うち広告費と広告費以外）を分けて積算すること。なお、一括値引きは認めない。

（ウ）提案内容によっては実施しないものも想定されるため、積算内訳はできる限り詳細に項目を設定し、記載すること。

（エ）積算にあたっては、本要領（特に3(4)~(6)）及び提案仕様書等を熟知の上、提出すること。

(2) 提出方法

持参、郵便もしくは宅配便、電子メールにより提出すること（FAXによる提出は不可とする）。提案期間が短いことを考慮し、電子メールでの提出を可とする。電子メールにより提出する場合、企画提案書は正・副それぞれ提出すること。また、電子メールの送信容量が20MBを超える場合は、「12 事務局」に問い合わせ、対応方法の指示を仰ぐこと。

(3) 提出期限

3(8)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。郵便もしくは宅配便、電子メールの場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

提出期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。辞退したことにより、その後の企画提案等に不利益を与えることはない。

(4) 提出先

「12 事務局」のとおり

(5) その他

企画提案書の提出を持参、郵便もしくは宅配便で行った場合も、電子データを提出すること。電子データは、正のみとする。電子データの提出方法は問わず、(3)の提出期限までに提出すること。

## 7 質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

ア 提出様式

質疑書（様式8）

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。また、電子メールの件名は「令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託に関する質疑」とすること。電子メール送信後、電話にて到着確認を必ず行うこと。

ウ 提出期限

3(8)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。

エ 提出先

「12 事務局」のとおり。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答方法

質疑に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とし、本要領及び提案仕様書等の追加または修正とみなす。

イ 回答期限

本要領3(8)のとおり。

## 8 審査について

### (1) 審査方法

- ア 審査は、「令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。
- イ 最優秀提案者の選定にあたっては、委員会が提出書類及びプレゼンテーションにより、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価する「企画技術評価点」と価格を評価する「価格評価点」を採点し選定する。
- ウ 委員会は非公開とする。
- エ 提出された見積額が提案上限額を超えている場合や提出期限内に企画提案書等が提出されていない場合等には、その提案者は審査から除外する。
- オ 企画提案書等提出者が6者以上の場合は、企画提案書及び見積書（見積内訳書含む）を除いた提出書類について書類審査を実施し、5者に絞り込む。書類審査結果はメールで通知し、併せてプレゼンテーション参加者にはプレゼンテーション時間等詳細を通知する。

### (2) 評価の視点及び配点

評価の視点及び配点は別紙「評価基準」のとおりとし、各評価点の算出は以下のとおりとする。

- ア 企画技術評価点は、各委員が各評価項目について提案内容等を評価する。委員の採点点数の平均値（小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。
- イ 価格評価点は、以下で算出した値（それぞれ小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位止め）を合算するものとする。

①寄附額11億1千万円以下に係る提案額

$$\text{基礎点 } 12 + (1 - \text{提案者の見積金額} / \text{提案上限額}) \times 8$$

②寄附額11億円1千万円超に係る提案料率

$$\text{基礎点 } 6 + (1 - \text{提案者の料率} / \text{提案上限料率}) \times 4$$

### (3) 最優秀提案者の決定

- ア 評価点の合計が最も高いものを最優秀提案者とし、次に高いものを次点優秀提案者とする。
- イ 最高評価点の企画提案者が複数であった場合は、「委員会」の決定により、最優秀提案者を決定する。
- ウ 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合でも審査を実施する。評価点の合計が180点を満たない場合は、最優秀提案者となることができない。
- エ 審査結果は公表しない。
- オ 審査結果に対する異議等には一切応じない。

(4) 審査結果

ア 通知方法

プレゼンテーション実施の提案者に、電子メールで通知する。

イ 通知時期

プレゼンテーション実施後、速やかに通知する。

## 9 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和6年2月19日（月）（時間や場所等の詳細については、後日通知。）

(2) 実施場所

北本市役所会議室

(3) 出席者

3名以内（業務責任者は必ず出席すること。）

(4) 実施内容

ア 1提案者につき35分以内（プレゼンテーションを20分、質疑応答を15分）とする。

イ プレゼンテーションは、提出された提案書等に沿って、わかりやすく簡潔に説明すること。

ウ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書等とし、追加資料の配布は不可とする。なお、使用する資料は、提案者名、ロゴなど、当該企画提案者を連想させる事項の記載のないものとする。

エ プレゼンテーション実施後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。

オ 本市で準備したプロジェクター及びモニターを使用することができる。なお、プロジェクター接続は、HDMIもしくはタイプC接続となる。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

## 10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を北本市に請求できない。

## 11 受託者決定後の契約の概要

(1) 業務名

令和6年度北本市ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務内容

契約締結用の仕様書は、提案仕様書、提案書を基に、協議の上決定する。なお、契約

の締結の際に、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、最優秀提案者とは契約締結しない場合がある。この場合、次点優秀提案者との契約協議を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

(4) 契約方法

協議の上作成した仕様書を基に、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約により契約を締結する。ただし、選定された事業者が「4参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(5) 支払の条件

原則、完了払いとする。ただし、前金払いや部分払いについては、受託者と協議の上、契約書で定める。

なお、部分払いや月ごとの支払いをする場合、当該部分や月ごとの支払いが見積書上明確に区分できるよう積算されていることを前提とする。

## 12 事務局

本業務に関する事務局（書類提出先及び問合せ先）は、下記のとおりとする。

北本市政策推進部市長公室シティプロモーション・広報担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL：048-511-9119

E-mail：citypro@city.kitamoto.lg.jp

## 13 その他

- (1) 提案事業者は、1者につき1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類等は原則として公開しない。ただし本件に係る情報公開請求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、契約候補者と協議の上、変更する場合もある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。

- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。